

平成23年5月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

(公印省略)

東日本大震災被災地域等における安全衛生業務の当面の運営について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）は、地震、津波等により、建築物、ライフライン等に甚大な被害をもたらし、産業活動に対する影響も広範囲に及んでいる。

このような状況を受け安全衛生行政についても、震災により倒壊した家屋等のがれき撤去作業や復旧工事に係る労働災害の防止に全力を傾けるほか、震災により被災した事業場への影響等を踏まえた行政運営が求められているところである。

既に、平成23年3月18日付け基安安発0318第2号及び基安化発0318第9号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」並びに平成23年3月28日付け基安安発0328第2号、基安労発0328第1号及び基安化発0328第2号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その2）」により災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を指示しているところである。

ついては、安全衛生業務の当面の対応については、これらの通知のほか、下記によることとしたので、遺憾なきを期されたい。

記

1 災害復旧工事等に係る労働安全衛生法第88条の規定に基づく計画の届出の審査等

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第88条に基づく計画の届出については、当該届出をすみやかに審査し、安全衛生上問題がないと判断される場合は、届出後一定期間を経過しない間に工事を開始しても差し支えない（昭和48年基発第145号）とされているところであり、今回の震災に伴う復旧工事等に係る計画の届出についても同様の取扱いであること。

また、計画の届出に添付すべき関係書類については、申請者の負担軽減を図るため、所轄労働基準監督署（以下「署」という。）等に事前に相談があった段階で、十分に配

慮すること。

## 2 特定機械等に係る届出、検査等

### (1) クレーン等の使用開始前の点検

ア 地震後のクレーン等の点検については、クレーン等安全規則第 37 条等に規定されているところであり、今回の地震又は津波の影響を受けたものについては、使用開始前にクレーン等の異常の有無について点検を実施するよう、関係事業者に対し必要な指導を行うこと。

イ 留意すべき点検項目としては、例えば、走行・横行レールへの車輪の片当たり、車輪の偏摩耗、構造部分の曲がりやよじれ、減速機の異音・振動、ワイヤロープのこすれ傷、溶接部のクラック、ボルトの緩み、感電防止設備の損傷等があること。

### (2) 特定機械等の変更検査

ア 特定機械等に係る安衛法第 88 条の規定に基づく計画の届出

特定機械等に係る安衛法第 88 条に基づく変更届については、上記 1 のとおり取り扱うこと。

イ 検査の迅速な実施

災害復旧・復興工事の円滑な実施が求められているところであり、関係する特定機械等の変更検査の実施日の設定によって当該工事に空白期間が生じないよう、関係事業者から相談があった場合等には、特定機械等の再稼働日までに速やかに検査が実施されるよう配慮すること。この場合、対象としては、例えば、港湾において貨物の積み卸しを行うコンテナクレーンについて、震災により構造部分等の変更、修繕等を行ったため変更検査が必要となった場合等があること。

### (3) 特定機械等の検査証の有効期間

特定機械等を設置している事業場が震災により被害を受けた場合の検査証の有効期間の取扱いについては、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「特別措置法」という。）第 3 条が適用され、その取扱いについては平成 23 年 3 月 13 日付け基発 0313 第 1 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について」（以下「特別措置法適用通達」という。）により、平成 23 年 8 月 31 日までを期限として、個別の事情に応じて延長することができることとされたことから、関係者に対し当該措置を周知するとともに、登録性能検査機関においてこの期限を踏まえた計画的な検査を行うよう必要な指導を行うこと。

## 3 型式検定合格証の有効期間の満了日の延長及び更新

型式検定合格証を有する者が震災により被害を受けた場合の型式検定合格証の有効期間の取扱いについては、上記 2 の（3）と同様に、特別措置法適用通達により、当初の有効期間の満了日以降本年 8 月 31 日までの間は、その弾力的な取扱いが認められているところであるので、管内の型式検定合格証を有する者に周知すること。

#### 4 登録教習機関等の登録の更新

登録教習機関等が震災により被害を受けた場合の登録の更新の取扱いについては、上記2の(3)と同様に、特別措置法適用通達により、当初の有効期間の満了日以降本年8月31日までの間は、その弾力的な取扱いが認められているところであるので、登録の更新時期を勘案し、管内の登録教習機関に対し周知すること。

#### 5 健康管理手帳保持者に対する健康診断

健康診断の実施を委託している医療機関が、震災等による被災者の診療等で多忙である等の事情により予定通りの健診実施が困難な場合には、延期して差し支えないが、この場合、健診実施延期対象者に対して、委託医療機関と連携を図りつつ、その旨を通知すること。なお、健康診断の実施が可能となった場合には、新たな健康診断実施予定日をすみやかに通知すること。

#### 6 技能講習の実施及び技能講習修了証の再交付

##### (1) 受講機会の確保

震災による被災のために技能講習の実施が困難な登録教習機関がある場合は、当該技能講習の受講希望者の受講機会の確保を図るため、必要に応じ、他の登録教習機関に対する当該技能講習の実施回数の増加の要請、受講希望者に対する近隣の登録教習機関の紹介等を行うこと。

##### (2) 修了証の再交付

震災の被害により、技能講習修了証を滅失した場合の再交付の取扱いについては、技能講習を実施した登録教習機関が再交付するものであるが、次の点に留意すること。

ア 技能講習修了証の再交付については、各登録教習機関が業務規程で定める本人確認の手続きにより実施しているところであるが、震災による被災のため被災地の関係行政機関から住民票、戸籍抄本等の証明を迅速に取得することが難しい場合がある。再交付の手続きについては、運転免許証、パスポート等により本人確認が適切に行われ、かつ、登録教習機関の有するデータと申請者の氏名、生年月日が合致していることが確認できれば差し支えないものであるので、管下の登録教習機関に必要な指導を行うこと。

イ 震災の影響により登録教習機関で受講歴の確認ができなくなっている場合には、登録教習機関が受講者データを技能講習修了証明書データベースに提供している範囲内において、技能講習修了証明書の発行を受けることができることから、照会があった際などに教示すること。